

先行審査プラントの記載との比較表 (V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針)

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針</p> <p>目 次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 <ul style="list-style-type: none"> 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計 <ul style="list-style-type: none"> 3.2.1 地盤の不等沈下による影響 3.2.2 建屋間の相対変位による影響 3.3 接続部の観点による設計 3.4 損傷、転倒及び落下等の観点による建屋内施設の設計 3.5 損傷、転倒及び落下等の観点による建屋外施設の設計 4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 <ul style="list-style-type: none"> 4.1 不等沈下又は相対変位の観点 <ul style="list-style-type: none"> 4.1.1 地盤の不等沈下による影響 4.1.2 建屋間の相対変位による影響 4.2 接続部の観点 4.3 建屋内施設の損傷、転倒及び落下等の観点 <ul style="list-style-type: none"> 4.3.1 施設の損傷、転倒及び落下等による影響 4.4 建屋外施設の損傷、転倒及び落下等の観点 <ul style="list-style-type: none"> 4.4.1 施設の損傷、転倒及び落下等による影響 5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 <ul style="list-style-type: none"> 5.1 耐震評価部位 5.2 地震応答解析 5.3 設計用地震動又は地震力 5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ 5.5 許容限界 <ul style="list-style-type: none"> 5.5.1 建物・構築物 	記載方針の差異(目次の記載ルールによる差異。以下同様。)

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

1
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>5.5.2 機器・配管系</p> <p>5.5.3 土木構造物</p> <p>6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討</p>	
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」の「3.3 波及の影響に対する考慮」に基づき、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の耐震設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。</p> <p>本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設である。</p>	<p>①記載方針の差異（「添付書類」は記載しない。以下同様。）</p> <p>②図書名称の差異（以下同様）</p>
		<p>2. 基本方針</p> <p>設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設（以下「Sクラス施設」という。）、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、<u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</u>及び<u>常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u>並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「SA施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p>	<p>設置（変更）許可における設計方針の差異（設計基準拡張の有無。以下同様。）</p>
		<p>3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針</p> <p>3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点</p> <p>Sクラス施設の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記2」（以下「別記2」という。）に記載の以下の4つの観点で実施する。</p> <p>SA施設の設計においては、別記2における「耐震重要施設」を「SA施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>①設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p>	

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

2
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>②耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p> <p>③建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>④建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>また、上記①～④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力発電情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)に登録された原子力発電所の被害情報と東北地方太平洋沖地震時の福島第二原子力発電所の不適合情報から地震による被害情報を抽出し、その要因を整理する。地震被害の発生要因が「別記2」①～④の検討事項に分類されない要因については、その要因も設計の観点に追加する。</p> <p>以上の①～④の具体的な設計方法を以下に示す。</p>	プラント固有(NUCIA以外に東北地方太平洋沖地震時における福島第二原子力発電所の不適合情報を確認)

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

3
 本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計</p> <p>建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2①「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。</p> <p>3.2.1 地盤の不等沈下による影響</p> <p>下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、以下の<u>とおり</u>設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の不等沈下を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。</p> <p>下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、<u>下位クラス施設を上位クラス施設と同等の支持性能を持つ地盤に、同等の基礎を設けて設置する。</u>支持性能が十分でない地盤に<u>下位クラス施設を設置する場合は、基礎の補強や周辺の地盤改良を行った上で、同等の支持性能を確保する。</u></p> <p>上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。</p>	表現上の差異（図書内での表現を統一させた。以下同様。） 記載方針の差異（「柏崎刈羽原子力発電所第7号機」（以下「KK7」という。）では「とおり」で統一。以下同様。） 記載の適正化（KK7では5号機主排気筒のように支持性能が十分でない地盤に下位クラス施設を設置する場合は、基礎の補強や周辺の地盤改良を行っているため、玄海原子力発電所3号機と同様の記載としている）

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■：前回提出時からの変更箇所

4
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>以上の設計方針のうち、不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.2.2 建屋間の相対変位による影響 下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、以下の<u>とおり</u>設計する。 離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位を想定しても、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとつて配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設との間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突する位置にある場合には、衝突部分の接触状況の確認、建屋全体評価又は局部評価を実施し、衝突に伴い、上位クラス施設について、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計する。 以上の設計方針のうち、建屋全体評価又は局部評価を実施して設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.3 接続部の観点による設計 建屋内外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2②「耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 上位クラス施設と下位クラス施設との接続部には、原則、<u>上位クラス施設</u>の隔離弁等を設置することにより分離し、事</p>	プラント固有（KK7ではS A施設とし

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>故時等に隔離されるよう設計する。隔離されない接続部以降の下位クラス施設については、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度等を確保するよう設計する。又は、これらが維持されなくなる可能性がある場合は、下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化により、上位クラス施設の内部流体の温度、圧力に影響を与えても、支持構造物を含めて系統としての機能が設計の想定範囲内に維持されるよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.4 損傷、転倒及び落下等の観点による建屋内施設の設計 建屋内に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2③「建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設が損傷、転倒及び落下等に至らないよう構造強度設計を行う。</p> <p>上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設</p>	て設置している対象もあるため。)

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.5 損傷、転倒及び落下等の観点による建屋外施設の設計 建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2④「建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設が損傷、転倒及び落下等に至らないよう構造強度設計を行う。</p> <p>上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p>	

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考				
		<p>4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき、構造強度等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設を以下に示す。なお、7号機の工事計画認可申請対象ではない6号機のSクラス施設及びSA施設についても、7号機の上位クラス施設と耐震設計方針が同一であること及び構造計画に類似性があること等により、波及的影響の設計対象としない。</p> <p>4.1 不等沈下又は相対変位の観点 4.1.1 地盤の不等沈下による影響 (1) サービス建屋 下位クラス施設であるサービス建屋は、上位クラス施設であるコントロール建屋に隣接しており、岩盤（一部が古安田層）に支持されていることから、不等沈下による衝突影響の観点で波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の不等沈下により、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を表4-1に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表4-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設（不等沈下）</caption> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コントロール建屋</td> <td>サービス建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>4.1.2 建屋間の相対変位による影響 (1) サービス建屋 下位クラス施設であるサービス建屋は、上位クラス施設であるコントロール建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、コントロール建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	・コントロール建屋	サービス建屋	<p>プラント固有 (KK7の工事計画認可申請対象ではない6号機のSクラス施設及びSA施設がKK7の上位クラス施設の近傍に設置されているため、その取り扱いを記載)</p> <p>プラント固有 (KK7では土留鋼管矢板が必要ないため抽出不要)</p> <p>プラント固有 (KK7ではタービン建屋は上位クラス施設であることから、V-2-2-6「タービン建屋の耐震性についての計算書」において結果を示すため、下位クラス施設として抽出不要)</p>
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設						
・コントロール建屋	サービス建屋						

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■：前回提出時からの変更箇所

8
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考				
		<p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の相対変位により、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を表4-2に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表4-2 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設（相対変位）</caption> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th><th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コントロール建屋</td><td>サービス建屋</td></tr> </tbody> </table>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	・コントロール建屋	サービス建屋	<p>プラント固有 (KK7では当該ラインは上位クラス施設であることから抽出不要)</p>
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設						
・コントロール建屋	サービス建屋						

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

9
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

10
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

11
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>4.3 建屋内施設の損傷、転倒及び落下等の観点</p> <p>4.3.1 施設の損傷、転倒及び落下等による影響</p> <p>(1) <u>原子炉遮蔽壁</u> <u>下位クラス施設である原子炉遮蔽壁は、上位クラス施設である原子炉圧力容器及び原子炉圧力容器支持構造物に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、原子炉圧力容器及び原子炉圧力容器支持構造物に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>(2) <u>原子炉建屋クレーン</u> <u>下位クラス施設である原子炉建屋クレーンは、上位クラス施設である使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等の上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>(3) <u>燃料取替機</u> <u>下位クラス施設である燃料取替機は、上位クラス施設である使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等の上部又は近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、使用済</u></p>	<p>プラント固有（設備の違い。以下同様。）</p> <p>なお、東海第二発電所で抽出されているが KK7 では抽出していない下位クラス施設については、以下にその理由を記載する。</p> <p>(チャンネル着脱機：上位クラス施設と近接しており、転倒した際の衝撃荷重が小さいと考えられることから抽出不要)</p> <p>(制御棒貯蔵ラック：KK7 では当該施設は上位クラス施設であることから抽出不要)</p> <p>(制御棒貯蔵ハンガ：KK7 では上位クラス施設と離隔距離が長く、転倒しても上位クラスに接触しない位置関係にあることから抽出不要)</p> <p>(使用済燃料乾式貯蔵建屋クレーン：KK7 には当該施設が設置されていない)</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>(4) 原子炉ウェル遮蔽プラグ 下位クラス施設である原子炉ウェル遮蔽プラグは、上位クラス施設である原子炉格納容器の上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、原子炉格納容器に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>(5) 中央制御室天井照明 下位クラス施設である中央制御室天井照明は、上位クラス施設である中央運転監視盤及び運転監視補助盤の上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、中央運転監視盤及び運転監視補助盤に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>(6) 換気空調系ダクト防護壁 下位クラス施設である換気空調系ダクト防護壁は、上位クラス施設であるコントロール建屋計測制御電源盤区域換気空調系ダクト・配管、中央制御室換気空調系ダクト・配管等の上部又は近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、コントロール建屋計測制御電源盤区域換気空調系ダクト・配管、中央制御室換気空調系ダクト・配管等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>(7) 原子炉補機冷却海水系配管防護壁 下位クラス施設である原子炉補機冷却海水系配管防護壁は、上位クラス施設である原子炉補機冷却海水系配管の上部又は近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、原子</p>	ことから抽出不要) (格納容器機器 ドレンサンプ : KK7 とは施設構成に相違があることから抽出していない。)

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>炉補機冷却海水系配管に衝突し波及的影響を及ぼすおそれがあることから、このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>(8) 耐火隔壁</u></p> <p><u>下位クラス施設である耐火隔壁は、上位クラス施設である非常用ガス処理系排風機、中央制御室送風機等の近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、非常用ガス処理系排風機、中央制御室送風機等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を表4-3に示す。</p>	(使用済燃料乾式貯蔵建屋上屋：KK7では当該施設が設置されていないことから抽出不要)

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考																		
		<p style="text-align: center;">表 4-3 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設(損傷、転倒及び落下等) (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">・原子炉圧力容器 ・原子炉圧力容器支持構造物</td><td style="padding: 2px;">原子炉遮蔽壁</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・使用済燃料貯蔵プール ・キャスクピット ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール冷却浄化系配管 ・静的触媒式水素再結合器 ・燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク ・燃料プール冷却浄化系使用済燃料貯蔵プール散水管逆止弁 ・サイフォンブレーキ孔 ・燃料取替エリア排気放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(低レンジ) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ) ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉建屋水素濃度</td><td style="padding: 2px;">原子炉建屋クレーン</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・使用済燃料貯蔵プール ・キャスクピット ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール冷却浄化系配管 ・燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク ・燃料プール冷却浄化系使用済燃料貯蔵プール散水管逆止弁 ・サイフォンブレーキ孔 ・燃料取替エリア排気放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(低レンジ) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ)</td><td style="padding: 2px;">燃料取替機</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・原子炉格納容器 ・中央運転監視盤 ・連転監視補助盤</td><td style="padding: 2px;">原子炉ウェル遮蔽プラグ 中央制御室天井照明</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・コントロール建屋計測制御電源盤区域換気空調系ダクト・配管 ・中央制御室換気空調系ダクト・配管 ・海水熱交換器区域換気空調系ダクト・配管</td><td style="padding: 2px;">換気空調系ダクト防護壁</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・原子炉補機冷却海水系配管</td><td style="padding: 2px;">原子炉補機冷却海水系配管防護壁</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 4-3 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設(損傷、転倒及び落下等) (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">・非常用ガス処理系乾燥装置 ・非常用ガス処理系排風機 ・中央制御室送風機 ・中央制御室再循環送風機 ・中央制御室排風機 ・非常用ガス処理系空調機 ・非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置冷却器 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロア ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ・可燃性ガス濃度制御系配管 ・可燃性ガス濃度制御系入口流量調節弁 ・可燃性ガス濃度制御系再循環流量調節弁 ・可燃性ガス濃度制御系冷却水入口弁</td><td style="padding: 2px;">耐火隔壁</td></tr> </tbody> </table>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	・原子炉圧力容器 ・原子炉圧力容器支持構造物	原子炉遮蔽壁	・使用済燃料貯蔵プール ・キャスクピット ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール冷却浄化系配管 ・静的触媒式水素再結合器 ・燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク ・燃料プール冷却浄化系使用済燃料貯蔵プール散水管逆止弁 ・サイフォンブレーキ孔 ・燃料取替エリア排気放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(低レンジ) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ) ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉建屋水素濃度	原子炉建屋クレーン	・使用済燃料貯蔵プール ・キャスクピット ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール冷却浄化系配管 ・燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク ・燃料プール冷却浄化系使用済燃料貯蔵プール散水管逆止弁 ・サイフォンブレーキ孔 ・燃料取替エリア排気放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(低レンジ) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ)	燃料取替機	・原子炉格納容器 ・中央運転監視盤 ・連転監視補助盤	原子炉ウェル遮蔽プラグ 中央制御室天井照明	・コントロール建屋計測制御電源盤区域換気空調系ダクト・配管 ・中央制御室換気空調系ダクト・配管 ・海水熱交換器区域換気空調系ダクト・配管	換気空調系ダクト防護壁	・原子炉補機冷却海水系配管	原子炉補機冷却海水系配管防護壁	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	・非常用ガス処理系乾燥装置 ・非常用ガス処理系排風機 ・中央制御室送風機 ・中央制御室再循環送風機 ・中央制御室排風機 ・非常用ガス処理系空調機 ・非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置冷却器 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロア ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ・可燃性ガス濃度制御系配管 ・可燃性ガス濃度制御系入口流量調節弁 ・可燃性ガス濃度制御系再循環流量調節弁 ・可燃性ガス濃度制御系冷却水入口弁	耐火隔壁	
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																				
・原子炉圧力容器 ・原子炉圧力容器支持構造物	原子炉遮蔽壁																				
・使用済燃料貯蔵プール ・キャスクピット ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール冷却浄化系配管 ・静的触媒式水素再結合器 ・燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク ・燃料プール冷却浄化系使用済燃料貯蔵プール散水管逆止弁 ・サイフォンブレーキ孔 ・燃料取替エリア排気放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(低レンジ) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ) ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉建屋水素濃度	原子炉建屋クレーン																				
・使用済燃料貯蔵プール ・キャスクピット ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール冷却浄化系配管 ・燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク ・燃料プール冷却浄化系使用済燃料貯蔵プール散水管逆止弁 ・サイフォンブレーキ孔 ・燃料取替エリア排気放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(低レンジ) ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ)	燃料取替機																				
・原子炉格納容器 ・中央運転監視盤 ・連転監視補助盤	原子炉ウェル遮蔽プラグ 中央制御室天井照明																				
・コントロール建屋計測制御電源盤区域換気空調系ダクト・配管 ・中央制御室換気空調系ダクト・配管 ・海水熱交換器区域換気空調系ダクト・配管	換気空調系ダクト防護壁																				
・原子炉補機冷却海水系配管	原子炉補機冷却海水系配管防護壁																				
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																				
・非常用ガス処理系乾燥装置 ・非常用ガス処理系排風機 ・中央制御室送風機 ・中央制御室再循環送風機 ・中央制御室排風機 ・非常用ガス処理系空調機 ・非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置冷却器 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロア ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ・可燃性ガス濃度制御系配管 ・可燃性ガス濃度制御系入口流量調節弁 ・可燃性ガス濃度制御系再循環流量調節弁 ・可燃性ガス濃度制御系冷却水入口弁	耐火隔壁																				

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>4.4 建屋外施設の損傷、転倒及び落下等の観点</p> <p>4.4.1 施設の損傷、転倒及び落下等による影響</p> <p>(1) <u>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板</u> <u>下位クラス施設である非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板は、上位クラス施設である非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>(2) <u>非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板</u> <u>下位クラス施設である非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板は、上位クラス施設である非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管の上部又は近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>(3) <u>竜巻防護鋼製フード</u> <u>下位クラス施設である竜巻防護鋼製フードは、上位クラス施設である格納容器圧力逃がし装置配管の上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、格納容器圧力逃がし装置配管に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>(4) <u>サービス建屋</u> <u>下位クラス施設であるサービス建屋は、上位クラス施設であるコントロール建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、コントロール建屋に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>(海水ポンプエリア防護対策施設：KK7では上位クラス施設である補機冷却海水系は建屋内に設置されていることから、4.3項にて建屋内の下位クラス施設として原子炉補機冷却海水系配管防護壁を抽出している)</p> <p>(原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設：KK7では当該下位施設は位置関係から、上位クラスに波及的影響を与えないことから抽出不要)</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考										
		<p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を表4-4に示す。</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: center;"> <caption>表4-4 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設(損傷、転倒及び落下等)</caption> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th><th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 出口逆止弁</td><td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 防護板</td></tr> <tr> <td>・非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管</td><td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板</td></tr> <tr> <td>・格納容器圧力逃がし装置配管</td><td>竪巻防護鋼製ブード</td></tr> <tr> <td>・コントロール建屋</td><td>サービス建屋</td></tr> </tbody> </table>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 出口逆止弁	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 防護板	・非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管	非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板	・格納容器圧力逃がし装置配管	竪巻防護鋼製ブード	・コントロール建屋	サービス建屋	
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設												
・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 出口逆止弁	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 防護板												
・非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管	非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板												
・格納容器圧力逃がし装置配管	竪巻防護鋼製ブード												
・コントロール建屋	サービス建屋												

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針</p> <p>「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」で選定した施設の耐震設計方針を以下に示す。</p> <p>5.1 耐震評価部位</p> <p>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価対象部位は、それぞれの損傷モードに応じて選定する。すなわち、評価対象下位クラス施設の不等沈下、相対変位、接続部における相互影響、損傷、転倒及び落下等を防止するよう、主要構造部材、支持部、固定部等を対象とする。</p> <p>また、地盤の不等沈下又は下位クラス施設の転倒を想定して設計する施設については、上位クラス施設の機能に影響がないよう評価部位を選定する。</p> <p>各施設の耐震評価部位は、V-2-11-1「波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.1 耐震評価部位」に示す。</p> <p>5.2 地震応答解析</p> <p>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計において実施する地震応答解析については、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」の「10. 耐震計算の基本方針」に従い、既工事計画で実績があり、かつ最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を基本として行う。</p> <p>各施設の設計に適用する地震応答解析は、V-2-11-1「波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.2 地震応答解析」に示す。</p> <p>5.3 設計用地震動又は地震力</p> <p>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>各施設の設計に適用する地震動又は地震力は、V-2-11-1「波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.3 設計用地震動又は地震力」に示す。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>表現上の差異（設置（変更）許可に表現を合わせた。）</p> <p>記載の適正化（KK7の申請図書名称を記載）</p>

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ</p> <p>波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及び荷重の組合せについては、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を組み合わせる。</p> <p>また、地盤の不等沈下又は転倒を想定し、上位クラス施設の機能に影響がないよう設計する場合は、転倒等に伴い発生する荷重を組み合わせる。</p> <p>荷重の設定においては、実運用・実事象上定まる範囲を考慮して設定する。</p> <p>各施設の設計に適用する荷重の種類及び組合せは、V-2-11-1「波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.4 荷重の種類及び荷重の組合せ」に示す。</p>	表現上の差異(図書内での表現を統一させた。)
		<p>5.5 許容限界</p> <p>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界設定の考え方を、以下建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物に分けて示す。</p> <p>5.5.1 建物・構築物</p> <p>建物・構築物について、離隔による防護を講じることで、下位クラス施設の相対変位等による波及的影響を防止する場合は、下位クラス施設と上位クラス施設との距離を基本として許容限界を設定する。</p> <p>また、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を防止する場合は、部材に発生する応力に対して、「<u>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説</u>」に基づく許容応力度及び「建築基準法及び同施行令」に基づく層間変形角の評価基準値を許容限界として設定する。</p> <p>5.5.2 機器・配管系</p> <p>機器・配管系について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の接続部における相互影響並びに損傷、転倒及び落</p>	プラント固有(設備の違いによる記載の差異。東海第二ではタービン建屋及びサービス建屋の評価を行うにあたり、記載の通りの許容限界を設定しているが、KK7サービス建屋の評価においては、層間変形角の評価基準値を許容限界として設定している。また、原子炉ウェル遮蔽プラグの評価においては、鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説に基づく許容応力度を設定している。)

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>下等を防止する場合は、評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有していることに相当する許容限界を設定する。機器の動的機能維持を確保することで、下位クラス施設の接続部における相互影響を防止する場合は、機能確認済加速度を許容限界として設定する。配管については、配管耐震評価上影響のある下位クラス配管を上位クラス配管に含めて構造強度設計を行う。</p> <p>また、地盤の不等沈下又は転倒を想定する場合は、下位クラス施設の転倒等に伴い発生する荷重により、上位クラス施設の評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有していること、また転倒した下位クラス施設と上位クラス施設との距離を許容限界として設定する。</p> <p>5.5.3 土木構造物</p> <p>土木構造物について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を防止する場合は、構造部材の終局耐力に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。</p> <p>また、構造物の変形により上位クラス施設の機能に影響がないよう設計する場合は、構造物の変形量に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。</p> <p>各施設の評価に適用する許容限界は、V-2-11-1「波及的影响を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.5 許容限界」に示す。</p>	<p>プラント固有(設備の違いによる記載の差異。KK7 土木構造物の波及的影響の設計対象は、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板のみであり、当施設は、軽油タンク基礎上に設置される。そのため、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板としては、基礎地盤の支持性能評価を実施しないため、記載をしていない。)</p>

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討</p> <p>工事段階においても、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。</p> <p>工事段階における検討は、別記2の4つの観点のうち、③及び④の観点、すなわち下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による影響について、プラントウォークダウンにより実施する。</p> <p>確認事項としては、設計段階において検討した離隔による防護の観点で行う。すなわち、施設の損傷、転倒及び落下等を想定した場合に上位クラス施設に衝突するおそれのある範囲内に下位クラス施設がないこと、又は間に衝撃に耐えうる障壁、緩衝物等が設置されていること、仮置資材等については固縛など、転倒及び落下を防止する措置が適切に講じられていることを確認する。</p> <p>ただし、仮置<u>機器</u>等の下位クラス施設自体が、明らかに影響を及ぼさない程度の大きさ、重量等の場合は対象としない。</p> <p>以上を踏まえて、損傷、転倒及び落下等により、上位クラス施設に波及的影響を及ぼす可能性がある下位クラス施設が抽出されれば、必要に応じて、上記の確認事項と同じ観点で対策・検討を行う。すなわち、下位クラス施設の配置を変更したり、間に緩衝物等を設置したり、固縛等の転倒・落下防止措置等を講じたりすることで対策・検討を行う。</p> <p>また、工事段階における確認の後も、波及的影響を防止するよう現場を保持するため、保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p>	表現上の差異（設置（変更）許可に表現を合わせた。）

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所